

## 秋田県下水道管路等包括管理業務委託契約書（案）

1 業務名	秋田県下水道管路等包括管理業務委託
2 業務場所	秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路施設 男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村が 所管している公共下水道及び集落排水施設の管路施設及びマンホール ポンプ形式ポンプ場
3 業務期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
4 契約金額	¥○○○,○○○,○○○- うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（契約金額に110分の10を 乗じて得た額） ¥○○,○○○,○○○-
5 契約保証金	¥○○,○○○,○○○-

上記の秋田県下水道管路等包括管理業務委託について、秋田県並びに男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村（以下これらの市町村を「関連市町村」といい、秋田県と合わせて「発注者」と総称する。）は、秋田県を関連市町村の代理人（以下秋田県知事 佐竹 敬久を「代表発注者」という。）として、本業務（第2条第1号に定義する。）の受注者である○○○○（以下「受注者」という。）との間で、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 通を作成し、代表発注者と受注者記名押印の上、各 1 通を保管する。

令和 年 月 日

代表発注者  
職氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久

受注者 ○○○○共同企業体  
代表者  
住 所 ○○○○  
商号又は名称 ○○○○  
氏 名 ○○ ○○

構成員  
住 所 ○○○○  
商号又は名称 ○○○○  
氏 名 ○○ ○○

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本契約は、発注者が所管している下水管路施設等の維持管理に係る業務（管路・マンホール蓋・仕切弁等の点検、管路の修繕、マンホール形式ポンプ場保守点検及びこれらに係る通報初動対応・緊急対応）を一括して複数年にわたって委託することにより、下水管路施設等に係る良好な機能維持及び維持管理のより一層の効率化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- 一 「本業務」とは、秋田県下水管路等包括管理業務委託に係る業務、即ち、維持管理業務及び住民対応業務並びにその他仕様書に定める業務の総称をいう。
- 二 「仕様書」とは、本業務に係る入札の過程において発注者から受注者に対して提示された、本業務を円滑に実施するために必要な諸条件を別途定めた本契約の一部となる書面をいう。
- 三 「改善措置請求」とは、第15条第2項に基づく請求をいう。
- 四 「本契約等」とは、本契約、仕様書及び業務計画書その他発注者が本業務に関して受注者に提示した書類の総称をいう。
- 五 「履行開始日」とは、令和7年4月1日をいう。
- 六 「履行期間」とは、履行開始日から次号に定める履行期間満了日までの期間をいう。
- 七 「履行期間満了日」とは、令和9年3月31日をいう。
- 八 「業務移行期間」とは、履行期間の最終1ヶ月間をいう。
- 九 「業務準備期間」とは、本契約締結日から履行開始日の前日までの期間をいう。
- 十 「成果品」とは、仕様書に基づいて受注者が提出すべき提出図書の総称をいう。
- 十一 「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰すことができない事由をいう。
- 十二 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- 十三 「本件施設」とは、発注者が管理する下水管路施設等（管渠、マンホール（蓋を含む）、取付管、公共樹、マンホールポンプ）その他仕様書に定める施設をいう。
- 十四 「業務計画」とは、第11条第1項に定める業務計画書及び仕様書に定める維持管理に関する計画書の総称をいう。
- 十五 「契約金額」とは、履行期間中の委託料の総額である頭書第4項記載の金額をいう。

### (総則)

第3条 発注者及び受注者は、本契約に基づき、仕様書に従い、日本国の法令等を遵守し、本契約を履行する。

- 2 受注者は、履行期間中、仕様書に示す業務場所にて本業務を行うとともに、その完了時に成果品を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、仕様書の内容に沿って本業務を実施及び成果品を完成させるため、本業務に関する指示を受注者又は受注者の現場代理人に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の現場代理人は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、本契約若しくは仕様書に特別の定めがあるとき又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議があるときを除き、本業務を完了するために必要な一切の手段をその

- 責任において定めるものとする。
- 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 7 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがあるときを除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 8 本契約及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 9 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
  - 10 本契約で別に定めのない限り、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づく行為について、代表発注者又は発注者のうち代表発注者の指定する者に対して行わなければならず、受注者が代表発注者又は代表発注者の指定する者に対して行った行為は、当該行為の性質に反しない限り、当該行為に係るすべての発注者に対して行ったものとみなされる。また、発注者は、代表発注者又は発注者のうち代表発注者の指定する者が本契約に基づき受注者に対して行った行為について、当該行為の性質に反しない限り、当該行為に係るすべての発注者が行ったものとみなすことができる。さらに、発注者は、それぞれ、自らの管理する本件施設に関し、代表発注者を通じて又は直接に受注者に対して本契約に基づく行為を行うことができるものとする。
  - 11 発注者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

#### （業務の範囲）

- 第4条 本業務の範囲は、以下の各号に定める業務及び仕様書に定める業務とする。
- 一 管路施設維持管理業務
  - 二 マンホール形式ポンプ場維持管理業務
- 2 受注者は、本契約で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、維持管理方法、使用機材、消耗品等を決定し、本業務を行うことができる。

#### （監督職員）

- 第5条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。監督職員を変更した場合も同様とする。

#### （現場代理人）

- 第6条 受注者は、本業務の現場代理人を選任し、発注者に届けなければならない。
- 2 現場代理人の職務は、以下のとおりとする。
    - 一 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
    - 二 本契約等に定められた本業務の目的及び内容を十分理解して業務にあたること。

#### （現場代理人等に対する措置請求）

- 第7条 発注者は、現場代理人又はその他の担当者等がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

#### （委託業務の工程表等）

- 第8条 受注者は、本契約締結後10日以内に委託業務工程表を作成し、発注者に提出しなけ

ればならない。

- 2 受注者は契約締結の日から 10 日以内に委託業務に着手するとともに、着手届を発注者に提出しなければならない。

(履行期間)

第9条 本業務の履行期間は、履行開始日の 0 時より履行期間満了日の 24 時までとする。

(契約保証金)

第10条 受注者は、契約書の契約保証金欄に「秋田県財務規則第 178 条第 3 号（又は第 6 号）の規定により免除」と記載がある場合を除き、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。以下「前払法」という。）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 四 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5 項において「保証の額」という。）は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 23 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1 に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

## 第 2 章 本業務の準備等

(業務計画書)

第11条 受注者は、本契約締結後 14 日以内に、その費用により、本契約及び仕様書に定める条件を満たす業務計画書を作成し、発注者に提出し、発注者の確認を得るものとする。

2 受注者は、業務計画に基づき本業務を実施するものとする。発注者が、業務計画に基づき本業務が行われていないおそれがあると判断した場合、発注者は受注者に説明を求めることができる。その結果、発注者が、業務計画に基づき本業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正（業務計画の変更を含む）を求めることができる。

3 受注者が業務計画の変更を希望する場合、受注者は、変更の 10 日前までに変更理由及び変更内容を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、受注者は、業務準備期間中に、仕様書の定めるところに従い、提出書類の提出及び業務実施体制の整備を行わなければならない。

(許認可の取得等)

第12条 受注者は、法令等に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。

2 前項に定めるもののほか、受注者は、本業務の実施に必要なその他の許認可等（行政機関及び司法機関の許認可、登録、承諾、同意、届出等をいう。）を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

### 第3章 本業務

(本業務の実施)

第13条 受注者は、本契約等の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を実施しなければならない。

(増加費用の負担)

第14条 本業務の実施に要する費用が増加した場合であって、当該費用の増加が発注者の責めに帰すべき事由による場合（本件施設について発注者が提供した資料と本件施設の現況との間に齟齬があり、かかる齟齬が当該資料から合理的に予測できないことを受注者が立証した場合であって、当該齟齬により本業務に要する費用が増加した場合を含む。）、当該増加費用は発注者が負担する。ただし、増加費用の発生の防止について、受注者が合理的な努力を怠っている場合にはこの限りではない。

(改善措置請求)

第15条 第16条に定める検査等の結果、本契約等に従った本業務が実施されていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから10日以内に改善計画書を発注者に提出し、自らの費用負担及び責任において、発注者の確認を受けた改善計画書に従い本業務を行わなければならない。

2 発注者は、前項の期間内に受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、前項の規定に基づき指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、又は、改善計画書どおりに本業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる。

### 第4章 検査及び引渡

(検査及び引渡)

第16条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して委託業務完了届に成果品を添えて提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に委託業務補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を発注者に引渡すものとする。

### 第5章 委託料の支払

#### (委託料の支払い)

第 17 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、それぞれが管理する本件施設に係る業務委託料の支払いを請求するものとする。ただし、令和 7 年度中に請求できる請求金額は 円を限度とする。

- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならぬ。ただし、令和 7 年度中にあっては 円を支払限度とする。残代金円は令和 8 年度に支払うものとする。
- 3 前各項にかかわらず、仕様書で別途定める業務に係る委託料及びその支払い方法については、仕様書で定めるところによる。
- 4 発注者は、本条に定める委託料について、代表発注者を通じて受注者に支払うものとする。

#### (前払金)

第 18 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする前払法第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、当該保証証書を発注者に寄託した場合は、発注者に対して各年度の支払限度額の 10 分の 3 以内を前払金として、請求することができる。

- 2 受注者は、前払金を頭書の業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定する請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に支払わなければならない。
- 4 前払をした後に、設計変更等の理由により、業務委託料を増額した場合においても前払金は増額しないものとする。
- 5 設計変更等の理由により、支払限度額等が減額され支払いした前払金が減額後の支払限度額を超えるときは、受注者は、支払限度額等が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、年 2.5 % の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (部分引渡し)

第 19 条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第 16 条中「委託業務」とあるのは「指定部分に係る委託業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、第 17 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果品の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 16 条中「委託業務」とあるのは「引渡部分に係る委託業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と、第 17 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前 2 項の規定により準用する第 17 条第 1 項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第 1 号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第 2 号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前 2 項において読み

替えて準用する第17条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料  
指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)
- 二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料  
引渡部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

(著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更)

第20条 発注者又は受注者は、本契約の履行期間内で本契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残契約額（契約金額から当該請求時に支払い済みの委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残契約額（変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前残契約額に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残契約額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残契約額及び変動後残契約額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「本契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 予期することのできない特別の事情により、本契約の有効期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は前各項の規定にかかわらず、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 4 前項の場合において、契約金額の変更額については発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第5項の請求を行った日又は発注者が受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## 第6章 その他の受注者の義務

(契約不適合責任)

第21条 発注者は、成果品又は修繕部分の引渡しを受けた後において、引き渡された成果品又は修繕部分（以下「成果品等」という。）が本契約等の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその成果品等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて、契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をする

ことなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 成果品等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (地域住民対応)

第22条 受注者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本業務の実施に必要な住民対応(本業務の実施に伴い必要となる環境対策等を含む。)を行わなければならない。

- 2 受注者は、予め発注者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本業務を変更することはできない。
- 3 受注者は、住民対応の結果、本業務の実施に必要となった費用を負担しなければならない。ただし、本業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、発注者の負担とする。

## 第7章 損害賠償

#### (発注者の損害賠償請求等)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第27条又は第28条の規定により成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第27条又は第28条の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 成果品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割

合で計算した額とする。

- 6 第2項の場合（第28条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第10条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第23条の2 受注者は、この契約に関して第28条の2各号のいずれかに該当するときは、成果品の引渡し前か引渡し後かにかかわらず、業務委託料の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、発注者は、受注者の構成員のいずれかの者に対して賠償金の支払いを請求することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、受注者がこの契約に関して第28条の2各号のいずれかに該当することによって生じた損害の額が第1項の賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することができる。

#### （受注者の損害賠償請求等）

第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第17条第2項（第19条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

## 第8章 契約終了

#### （業務移行期間）

第25条 受注者は、仕様書に定めるところに従い、業務移行期間において、本業務の引継に必要な業務を行わなければならない。

#### （発注者の任意解除権）

第26条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第28条の2の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （発注者の催告による解除権）

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第42条第2項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 第6条に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。
- 一 第42条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - 二 第42条第2項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
  - 三 本契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。
  - 四 受注者が本契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - 六 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
  - 九 第30条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
  - 十 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号及び次条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
    - (一) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事等の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
    - (二) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

第28条の2 発注者は、受注者が本契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- 二 受注者が、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- 三 受注者が前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

四 受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 29 条 第 27 条各号又は第 28 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 27 条又は第 28 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者による解除）

第 30 条 以下に該当する場合、受注者は、発注者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 発注者が、委託料の支払いを 1 ヶ月以上遅延した場合。
  - 二 受注者の責に帰さない事由により、本業務の遂行が不可能となった場合。
  - 三 第 36 条第 2 項の定めに基づく表明保証が虚偽であった場合。
  - 四 発注者が本契約に違反し、受注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から 14 日以内に違反が是正されなかった場合。
- 2 前項により本契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。
  - 3 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 31 条 受注者は、次号に該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 第 37 条の規定により委託業務の内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 32 条 第 30 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 33 条 本契約が解除された場合には、発注者及び受注者の本契約に基づき履行すべき本来的な債務の履行義務は消滅する。ただし、第 19 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、本契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第 19 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第34条 本契約が業務の完了前に解除された場合において、第18条の規定による前払金があつたときは、受注者は、第27条から第28条の2の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第19条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年2.5%の割合で計算した額の利息を付した額を、第26条、第30条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第18条の規定による前払金があつたときは、発注者は、当該前払金の額（第19条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあつた場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第27条から第28条の2の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年2.5%の割合で計算した額の利息を付した額を、第26条、第30条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法（明治29年法律第89号）の規定に従って協議して決める。

## 第9章 その他

### （契約不適合責任期間等）

第35条 発注者は、引き渡された成果品等に関し、本業務に係る成果品等が引き渡された日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下、本条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前4項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果品等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、成果品等の引渡しの際に受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果品等の契約不適合が、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

### （表明及び保証）

第36条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真

実かつ正確であることを表明し、保証する。

- 一 受注者による本業務の遂行が、受注者に適用される一切の法令等に違反しないこと。
  - 二 第 28 条に規定する事由が生じていないこと。
  - 三 公租公課を滞納していないこと。
  - 四 本業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続、行政手続又はこれらに準ずる手続が、裁判所又は公的機関等（国、地方公共団体及び金融商品取引所その他の自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
  - 五 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報が、その重要な点においてすべて正確であること。
- 2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
- 一 発注者が受注者に交付した書面が、その重要な点においてすべて正確であること。
  - 二 発注者の議決その他発注者が本契約の締結に関して法令等に基づき行うべき手続きをすべて完了していること。
- 3 前 2 項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

#### （発注者による本業務の内容の変更）

- 第 37 条 発注者は、法令等の変更、技術の革新その他の理由により本業務の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更案（契約金額に関する部分を含まない。以下、本条において「変更案」という。）を書面により提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聴くよう努めなければならない。
- 2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、発注者に対し、変更案に対応する委託料に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容）を書面により提出するものとする。
- 3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから、前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 発注者が見積りを承認しない旨受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後 1 ケ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。）、発注者は変更案の撤回又は本契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が本契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。
- 5 発注者は、各年度における本契約に基づく受注者への支払額が、当該年度の発注者の予算額を超過する恐れがある場合、受注者に通知することにより、かかる超過の限度において、実施時期の変更を本契約の履行対象から除外するよう指示することができる。この場合、本契約で別途定める場合を除き、受注者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を発注者に請求することはできない。

#### （受注者による本業務の内容の変更）

- 第 38 条 受注者は、本業務の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更案（契約金額に関する部分を含む。以下、本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聴くよう努めなければならない。
- 2 発注者は、受注者に対し、変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

#### (不可抗力)

第39条 不可抗力により、本業務の実施が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、本件施設への被害、本業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。

- 2 不可抗力により本件施設が損傷した場合、発注者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受注者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受注者の負担とする。
- 3 前項に規定する本件施設の損傷により、本業務を行うことができなかつた期間が発生した場合であっても、原則として受注者は本業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま履行期間が満了したときの契約金額については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 4 本件施設の損傷により本業務の内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。当該本業務の内容の変更により受注者に生じた費用については、発注者の負担とする。
- 5 本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができる。

#### (法令等の変更)

第40条 法令等の変更により、本業務の実施が著しく困難となった場合又は本業務の実施に増加費用が発生する可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、これにより発生する費用の負担は以下の通りとする。この場合、受注者は、本業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。

- 一 本業務に直接関係する法令等の変更の場合には、発注者の負担とする。
- 二 本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には、受注者の負担とする。
- 2 法令等の変更により、本業務を行うことができなかつた期間が発生した場合であっても、原則として受注者は本業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま履行期間が満了したときの契約金額については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 3 法令等の変更により本業務の内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。当該本業務の内容の変更により受注者に生じた費用の負担については、第1項各号に定めるところによるものとする。
- 4 法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は、直ちに本契約を解除することができる。

#### (契約の変更)

第41条 第37条から第40条までに定めるもののほか、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

#### (契約上の地位の譲渡等)

第42条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限り

ではない。

- 2 受注者は、前項の規定により、ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金を本契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(再委託)

第 43 条 受注者は、本業務の全部を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはならない。

- 2 受注者は、事前に発注者の書面による承認を得て、本業務の一部を請け負わせ又は委託することができる。ただし、仕様書において認められた第三者への下請け又は再委託については、発注者に対する届出をすれば足りるものとする。
- 3 前項に基づき本業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、受注者は当該第三者による業務の遂行につき一切の本契約に基づく責任を負担し、本契約の適用に関し当該第三者の責めに帰すべき事由は受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

(通知等)

第 44 条 本契約に規定された通知、請求、指示、報告、承認、確認及び解除は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に届け出なければならない。

(著作権の利用等)

第 45 条 発注者が本契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

- 2 受注者は、成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、同法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。
- 3 受注者は、発注者が成果品を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにならなければならず、自ら又は著作者（発注者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
- 一 著作者名を表示することなく、成果品の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
  - 二 成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
  - 三 本件施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で、発注者又は発注者が委託する第三者をして、成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 受注者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 一 成果品の内容を公表すること。
  - 二 成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 5 発注者は、成果品について、成果品が著作物に該当するか否かに問わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

#### (著作権等の譲渡禁止)

第 46 条 受注者は、自ら又は著作者をして、成果品にかかる著作権の権利を発注者でない第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### (著作権の侵害防止)

第 47 条 受注者は、成果品が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 成果品が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

#### (秘密保持)

第 48 条 発注者及び受注者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する秘密情報を、第三者に対して開示しないものとする。

- 一 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
  - 二 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
  - 三 本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。  
ただし、本契約締結に関連して相手方から開示された情報を除く。
  - 四 法令等により開示が義務付けられる場合において、法令等の定めに従い必要である範囲内において開示する場合。
  - 五 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー（法令等又は契約上の秘密保持義務を負う者に限る。）に対して、必要である範囲内において開示する場合。
  - 六 相手方が書面により承諾した場合。
  - 七 本契約が解除等により終了した場合において、終了後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務計画及び成果品を開示する場合。
  - 八 第 43 条第 2 項の定めに基づいて第三者に本業務の一部を請け負わせ又は委託した場合において、当該第三者に対して本業務遂行に必要な情報を開示するとき。
- 2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

#### (個人情報)

第 49 条 受注者は、本契約の履行に際し、発注者から別に配布する「秋田県情報セキュリティポリシー遵守事項」に定める事項を遵守しなければならない。

2 受注者は、次に掲げる法令等（その後の改正や次に掲げる法令等に相当する事項を規定する新たに制定される法令等を含む。）を遵守し、個人情報を適正に管理しなければならない。

- 一 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 二 秋田県個人情報の保護に関する条例（平成 12 年秋田県条例第 138 号）

#### (契約締結費用の負担)

第 50 条 本契約締結に直接関連して発生する費用は、受注者の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 51 条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、代表発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 52 条 受注者は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに発注者に報告しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 53 条 本契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第 54 条 本契約に定のない事項又は本契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。